

# アスベスト対策に関する調査結果 に基づく勧告

平成 19 年 12 月

総 務 省

## 前 書 き

アスベスト（石綿）は、耐熱性、耐薬品性、防音性等の特性を持っていることから建築材料や各種の工業製品等に幅広く使用されてきたが、吸入した場合、肺がん、中皮腫等の健康被害を生ずるおそれがあるとされている。

そのため、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）の累次の改正、平成7年及び15年の労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）の改正並びに17年2月の石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）の制定により、アスベスト含有建材等の製造・使用、吹付け作業に関する規制が強化された。

さらに、平成17年7月、アスベストが原因とみられる健康被害が社会問題となったことから、同月29日、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合が開催され、今後の対応策と実態把握の強化等を内容とする「アスベスト問題への当面の対応」（平成17年7月29日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）が取りまとめられ、吹付けアスベストの使用実態等を調査し、早期に公表することとされた。また、平成17年12月27日、関連する法的措置や18年度予算案等の内容が固まったことを踏まえ、i) 健康被害者の救済、ii) 今後の被害発生防止及びiii) 国民の不安解消を柱とする「アスベスト問題に係る総合対策」（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）が取りまとめられた。

これを受けて、平成18年2月、被害者を隙間なく救済するための新たな法制度として、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）が制定され、あわせて、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法律が改正され、アスベストの飛散・ばく露防止のための規制が強化された。

今後、アスベストによる新たな健康被害の拡大を防止するためには、使用されたアスベスト総量の約9割を占める建材からの飛散を防止し、建築物等におけるアスベストの使用状況を確実に把握するとともに、アスベスト、アスベスト含有建材及びアスベスト廃棄物の適正な処理が必要となっている。

この調査は、このような状況を踏まえ、アスベストによる健康被害の拡大の防止に資する観点から、アスベストの使用実態調査の実施状況、実態把握後のばく露防止対策等の実施状況、廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

## 目 次

第1	アスベストを取り巻く動向	1
1	アスベストの特性、種類等	1
2	建築物で使用されているアスベスト建材	1
3	アスベスト製品の製造等に係る規制の概要	2
4	国のアスベスト対策の最近の取組	3
第2	調査の結果	5
1	使用実態把握の充実等	5
(1)	使用実態調査における調査対象範囲の設定状況	6
(2)	使用実態調査における調査対象建築物の選定状況	13
(3)	使用実態調査におけるアスベスト使用の確認状況	17
2	ばく露防止対策等の適切な実施	21
(1)	ばく露防止対策の実施状況	21
(2)	吹付けアスベスト等の管理状況	28
3	届出情報及び使用実態調査結果の活用	32
4	廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の適切な実施等	35

## 第1 アスベストを取り巻く動向

### 1 アスベストの特性、種類等

アスベスト（石綿）は、クリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）等の6種類の鉱物のうち繊維状のものの総称で、糸や布に加工できる紡織繊維性、約450℃まで安定している耐熱性、酸などの薬品にも腐食しない耐薬品性のほか、防音性などの様々な優れた性質を有しているため、建築材料や数多くの工業製品等に使用されてきた。

一方で、アスベストの有害性については、従来から石綿肺（じん肺の一種）の原因物質として知られてきた。その後、発がん性も確認され、アスベストを吸引した場合、肺がん、中皮腫（肺を取り囲む胸膜や、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜等にできる悪性腫瘍）などの健康被害を生ずるおそれがあるとされている。

### 2 建築物で使用されているアスベスト建材

我が国のアスベストの需要は輸入により賄われていた。その輸入量は、昭和49年の約35万tがピークであり、以後平成2年までの間は年間約30万t前後で推移してきたが、後述3のとおり特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）の累次の改正、7年及び15年の労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）の改正並びに17年2月の石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）の制定により、アスベスト含有建材等の製造・使用、吹付け作業に関する規制が強化されてきたことから、その後は減少し、17年9月以降は輸入されていない。

記録が残っている昭和5年から平成17年までの76年間のアスベストの総輸入量は、約982万tであり、そのうちの約9割は建材に使用されている。これらは、おおむね、①耐火用や断熱用として鉄骨や壁に直接吹き付けて使用される吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けパーミキュライト（ひる石）、吹付けパーライトなどの吹付け材、②ボイラーなどの熱を発生する配管に巻きつけて使用される保温材等、③家屋の内外装に使用される成形板等のその他石綿含有建材の3種類となっている。アスベストを含有する吹付け材が使用されている建築物の多くは築後

30年程度を経過し、今後建材の劣化・損傷や解体の増加が見込まれることから、その際に発生するアスベスト粉じんによる健康被害のおそれが懸念されている。

### 3 アスベスト製品の製造等に係る規制の概要

アスベストについては、従来、アスベストを取り扱う労働者の安全を確保する観点から規制が行われてきた。

吹付け作業については、特化則の改正により、昭和50年にアスベスト含有率5%を超えるアスベスト製剤の吹付け作業が原則禁止され、平成7年には、含有率1%を超えるものの吹付け作業が原則として禁止された。

また、製造、輸入、譲渡、提供又は使用（以下「製造・使用等」という。）については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第55条及び労働安全衛生法施行令第16条の規定に基づき規制されており、平成7年に同令が改正され、有害性の高いアモサイト及びクロシドライト並びにこれらをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物の製造・使用等が禁止された。さらに、平成15年10月労働安全衛生法施行令が改正され、16年10月より、石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）をその重量の1%を超えて含有する石綿セメント円筒等10品目の製品の製造・使用等が禁止された。

また、アスベストを含有する建材を使用した建築物等の解体等の作業が今後増加することが予想され、これらの作業については、事業者が講ずべき措置の内容が特化則に定める他の化学物質に係るものと大きく異なること等から、解体等の作業におけるアスベストへのばく露防止対策等の徹底を図るため、平成17年、特化則の規定からアスベスト等に係る措置が分離され、新たに建築物に吹き付けられたアスベスト等の適切な管理に係る事業者等の講ずべき措置等が加えられ、石綿則が制定された。

これによりそれまで特化則において規定されていたアスベストの除去に係る措置等に加え、石綿則第10条の規定において、建築物に吹き付けられた石綿等（以下「吹付けアスベスト等」という。）が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれ（以下「飛散・ばく露のおそれ」という。）があるときは、事業者等は、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等（以下「除去等」という。）の措置を

講じなければならないとされたほか、アスベスト含有率1%を超えるアスベスト製剤の吹付け作業が禁止された。

#### 4 国のアスベスト対策の最近の取組

(アスベスト問題発生の際)

平成17年6月29日、大手機械メーカーが、アスベストを含む水道管を製造していた自社工場の従業員等が肺がんや中皮腫を発病し、昭和53年から平成16年までの間に75人が死亡していたことを公表した。

この報道を発端として、全国のアスベスト関連業者において、アスベストが原因とみられる死亡従業員数が公にされ、さらに、工場の周辺住民にも死亡者が発生していることが明らかになったことから、アスベストによる健康被害の問題が一気に社会問題化した。

(アスベスト問題に関する国の当面の対応)

国は、上記のアスベスト問題の発生を受け、関係省庁間で情報の共有とアスベスト対策を連携して行うため、平成17年7月1日、アスベスト問題に関する関係省庁会議を設置した。

さらに、国は、平成17年7月29日、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合（以下「関係閣僚会合」という。）を開催し、「アスベスト問題への当面の対応」（平成17年7月29日関係閣僚会合。以下「当面の対応方針」という。）を取りまとめた。

「当面の対応方針」においては、①対応策として、i) 今後の被害を拡大しないための対応、ii) 国民の有する不安への対応、iii) 過去の被害に対する対応及びiv) 政府の過去の対応の検証を行うこと、②実態把握の強化として、吹付けアスベスト使用実態調査等の実施及びその早期公表などを行うこと、さらに、引き続き各省が緊密に連携し、スピード感をもって対策を実施していくとともに、国民に対する情報提供に努めることとされている。

このうち、吹付けアスベスト使用実態調査等の実施・早期公表については、「公共住宅、学校施設等、病院、その他公共建築物、民間建築物における吹付けアスベストの使用実態等について、調査を実施し、早期に公表

する。」とされ、民間建築物、公共住宅、国の機関の建築物、学校施設等、病院、社会福祉施設等及びその他の公共建築物の計7種類の調査が列挙されている。

#### (アスベスト問題に対する国の総合対策)

石綿による健康被害の救済に関する法律案及び関連する法的措置や平成18年度予算案等の内容が固まったことを踏まえ、国は、17年12月27日、関係閣僚会合を開催し、「アスベスト問題に係る総合対策」（以下「総合対策」という。）を取りまとめ、i) 隙間のない健康被害者の救済として、石綿による健康被害の救済に関する法律案を平成18年の通常国会の冒頭に提出する、ii) 今後の被害を未然に防止するための対応として、建築物における吹付けアスベスト等の使用を規制することを内容とする建築基準法等の改正法律案を平成18年の通常国会の冒頭に提出する、アスベストの全面禁止を前倒しして、関係法令の整備を行い平成18年度中に措置する、iii) 国民の有する不安への対応として、建築物室内のアスベスト濃度指標の設定に資する基礎的な調査研究を行うなどとした。

その結果、平成18年2月、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）が制定されたほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法律が改正され、アスベストの飛散・ばく露防止のための規制が強化された。

さらに、平成18年8月、労働安全衛生法施行令が改正され、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物の製造・使用等が禁止された。

なお、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号）附則第2条において、経過措置として、現に使用されているものについては、引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第55条の製造・使用等の禁止の規定は適用しないこととされ、また、同改正政令附則第3条において、代替化が困難な一部の製品等については、当分の間、同法第55条の規定は適用しないこととされている。

## 第2 調査の結果

### 1 使用実態把握の充実等

#### 【制度の概要】

前述第1の4のとおり、関係各省が「当面の対応方針」に基づき実施した使用実態調査（以下「使用実態調査」という。）は、「当面の対応方針」において早期に公表するとされたことから、平成17年7月に関係各省により調査が開始され、同年9月から11月にかけて調査結果が公表された。

「総合対策」では、使用実態調査の結果を踏まえ、「今後の被害を未然に防止するための対応」の具体的な方策として、アスベストの除去等に対する支援、アスベストの使用が明らかになった建築物についての飛散防止措置の実施状況等のフォローアップを行うこととされた。

このように、使用実態調査は、アスベストの飛散・ばく露防止対策を実施するための基礎資料となっている。

#### 【調査結果】

今回、当省が「当面の対応方針」に基づく7使用実態調査のうち公共住宅調査を除く次表の6調査について、これらを所管する総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びにこの4省から依頼を受けて調査を実施した15都道府県における実施状況を調査した結果、次のとおり、調査対象とする建築物の面積、調査対象とするアスベスト含有建材の種類等について、使用実態の把握の充実を図る余地がみられ、また、調査すべき建築物が調査されていないなどの状況がみられた。



表 当省が調査した使用実態調査の概要

調査対象建築物	実態調査の名称	調査数	所管省
地方公共団体が所有するすべての建築物	地方公共団体が所有する施設におけるアスベスト使用実態調査(地方公共団体施設調査)	400,083 か所	総務省
国公立学校、公立社会教育施設、文部科学省所管の独立行政法人、認可法人等	学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査(学校施設等調査)	151,925 機関	文部科学省
大学病院を除くすべての病院	病院における吹付けアスベスト等使用実態調査(病院調査) (注) 大学病院は文部科学省の「学校施設等調査」において調査	7,809 病院	厚生労働省
保護施設、知的障害者入所更正施設、保育所等	社会福祉施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査(社会福祉施設等調査)	90,229 施設	
民間建築物のうち大規模(おおむね1,000㎡以上)なもの	民間建築物における吹付けアスベストに関する調査(民間建築物調査)	210,809 棟	国土交通省
すべての国の機関の建築物	国家機関の建築物における吹付けアスベスト等に関する調査(国の建築物調査)	84,215 棟	

(注) 関係各省の資料に基づき、当省が作成した。

## (1) 使用実態調査における調査対象範囲の設定状況

### ア 調査対象建築物の面積

(調査対象建築物の面積の設定状況)

国土交通省が所管する民間建築物調査は、調査対象建築物を床面積がおおむね1,000㎡以上の大規模な建築物としている。その調査対象建築物数は、約25万棟であるが、民間建築物の数については、平成17年12月に社会資本整備審議会建築分科会がまとめた「建築物における今後のアスベスト対策について(建議)」(以下「建築分科会建議」という。)によれば、1,000㎡未満の小規模な民間建築物を含めると約200万棟(平成元年頃までの木造等を除く民間の非住宅建築物及び共同住宅数)であると推定されている。

なお、民間建築物調査は、約25万棟を対象として調査が実施され、約21万棟の建築物の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)から回答があり、そのうち約1万5,000棟(7.5%)でアスベストの使用

が判明している。また、同調査は、平成19年2月に、フォローアップが行われている。

国土交通省は、床面積がおおむね1,000㎡以上の建築物を調査対象とした理由について、①民間建築物はその数が多いため、実態調査の迅速な実施や、調査を行う都道府県等や建築物の所有者等の負担などを考慮して、対象範囲を限定することが適当とみられたこと、②建築基準法第12条に基づき、特殊建築物（劇場、ホテル、スーパー、共同住宅等）の所有者等は、構造、建築設備等について損傷、腐食等の状況を都道府県等に定期的に報告することが必要とされているが、その多くが1,000㎡以上の規模であり、対象建築物の把握が容易であると考えられたこと、③調査当時、アスベストの分析機関に建築物の所有者等からの分析依頼が殺到し、結果が得られるまで長期間を要している状況がみられたため、これ以上分析依頼が殺到し混乱しないように、調査対象とする民間建築物の範囲を限定することが適当とみられたことなどを挙げている。

（床面積1,000㎡未満の建築物におけるアスベストの使用状況）

このような中、当省が民間建築物調査の実施状況について調査した15都道府県及び25市区（以下都道府県及び市区を「縣市」という。）のうち11縣市は、住民の健康と安全を確保する観点から、床面積にかかわらずできるだけ幅広く調査を実施することが必要であるとして、不特定多数が利用する500㎡以上の建築物（旅館・ホテル・店舗等）にまで調査対象建築物の範囲を拡大している。この結果、11縣市を合わせて1,000㎡未満の9,949施設についても調査が行われ、394施設（4.0%）においてアスベストが使用されていることが確認されている。

調査対象とする建築物の規模については、建築分科会建議において、吹付けアスベスト等の使用実態の把握を推進するため、今後、詳細な吹付けアスベスト等の実態調査を行うことが必要であり、具体的には、小規模な建築物（1,000㎡未満のもの）における吹付けアスベストの使用状況についても調査を行うべきであるとされている。

このようなことから、当省が、上記の40県市のうち床面積1,000㎡未満の建築物を調査対象としていない29県市において、不特定多数が利用する1,000㎡未満の42施設(旅館、ホテル、スーパー、診療所等)について、アスベストの使用状況を調査したところ、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材が天井等に使用されているものが7施設(16.7%)みられた。このうち、5施設の建築物の所有者等は、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材が使用されていることを承知しておらず、これらの施設の中には、天井の吹付け材の一部が劣化し床に落下しているものもみられた。

なお、国土交通省は、建築基準法第12条に基づく特殊建築物の定期報告について、平成18年9月に建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第5条を改正し、アスベストを添加した建築建材の使用の有無についても新たに報告させることとし、都道府県に対し、「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律等の施行について(技術的助言)」(平成18年10月1日付け国土交通省住宅局長通知)により、定期報告の対象用途、規模等の見直し、所有者等への周知徹底等を行い、定期報告制度の積極的な運用に努めるよう通知している。なお、報告させる特殊建築物は都道府県等が指定することとされているため、都道府県等によりその種類や規模が異なり、また、その報告率(全国平均)は、平成14年度に57%、18年度には62%となっている。

## イ 調査対象建築物の施工時期

(調査対象建築物の施工時期の設定状況)

当省が調査した使用実態調査において調査対象とした建築物の施工時期をみると、国の建築物調査は、施工時期を限定しておらず、また、地方公共団体施設調査、学校施設等調査、病院調査及び社会福祉施設等調査は、平成8年度以前に施工された建築物を対象としている。

一方、国土交通省が所管する民間建築物調査は、昭和31年頃から平成元年までに施工された建築物を対象としている。その理由として、国土交通省は、①アスベスト製造事業者や関係団体等から聴取した結

果によると、アスベスト含有吹付けロックウールの一部が平成元年まで製造されていたものの、大半は昭和55年までに自主的に製造が中止されていること、②民間建築物の場合はその数が多いため、対象範囲を限定せざるを得なかったことを挙げている。

(調査対象建築物の施工時期からみたアスベストの使用状況)

一方、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、調査対象建築物の施工時期を平成8年度以前とした理由について、アスベスト製造事業者の自主規制による製造中止はほとんど昭和55年までに行われたものの、前述第1の3のとおり、労働安全衛生法施行令や特化則の改正により法的に製造規制及び吹付け作業規制が行われたのは平成7年であることに加え、在庫品が使用されることも考慮したためとしている。

また、調査した40区市のうち1区市は、地方公共団体施設調査や学校施設等調査などにおいて調査対象建築物の施工時期が平成8年度以前とされたことから、民間建築物調査についてもこれに準じて、施工時期を8年以前に拡大し調査を実施している。この結果、平成2年から8年までに施工された民間建築物(1,000㎡以上)1,369施設のうち34施設(2.5%)においてアスベスト含有吹付け材の使用が確認されている。

このようなことから、当省が調査した15都道府県に所在する389施設(国の建築物調査の対象となった75施設、地方公共団体施設調査の対象となった75施設、学校施設等調査の対象となった60施設、病院調査の対象となった45施設、社会福祉施設等調査の対象となった45施設、民間建築物調査の対象となった89施設)のうち、アスベストが使用されていた199施設(51.2%)の施工時期を確認した結果、平成3年に改修工事が行われた施設において、アスベスト含有吹付けロックウールが使用されているものが1施設みられた。同施設は、平成3年に機械室に使用されていた吹付けアスベストの除去工事を実施したものの、その代替としてアスベスト含有吹付けロックウール(含有率1%以上)が新たに施工されたものである。

このように、アスベスト含有吹付け材については、平成7年以前にアスベスト除去工事を行い再度吹付け材を施工した施設の中には、含

有率1%超のものがみられるが、現行の石綿則において、アスベスト含有吹付け材等の損傷、劣化等によるアスベスト粉じんの飛散防止措置が義務付けられている。

## ウ 調査対象アスベスト含有吹付け材

(吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトの調査状況)

建築物の鉄骨や壁等に使用されるアスベスト含有吹付け材には、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトの4種類がある。

当省が調査した使用実態調査のうち、総務省が所管する地方公共団体施設調査並びに国土交通省が所管する国の建築物調査及び民間建築物調査の3調査においては、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールの2種類のみを調査対象としており、吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトについては調査対象としていない。この理由について両省では、i) 目視等により外見上把握が可能とみられる吹付け材に限定したこと、ii) 吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトについては、劣化や損傷した場合にアスベストを飛散させる可能性についての知見が十分確立されていないことなどを挙げている。

(吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトの使用状況)

一方、文部科学省が所管する学校施設等調査並びに厚生労働省が所管する病院調査及び社会福祉施設等調査の3調査においては、4種類すべてのアスベスト含有吹付け材を対象としている。これについて両省は、「石綿障害予防規則の施行について」(平成17年3月18日付け厚生労働省労働基準局長通知)において、「吹き付けられた石綿等には、石綿をその重量の1%を超えて含有するロックウール吹付け材、バーミキュライト吹付け材及びパーライト吹付け材が含まれるものであること。」とされていることを考慮したものであるとしており、都道府県等への調査依頼に当たっては、吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト等の目視による見分け方についても参考となる資料を

示している。

さらに、これらの調査においては、関係団体等の意見に基づき、吹付け材以外に保温材である折板（せっぱん）裏打ちアスベスト断熱材も対象に加えている。

これら3調査の調査対象となった施設のうち、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールと、吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト及び折板裏打ちアスベスト断熱材の使用状況を区分して把握されている公立学校、国立病院機構及び養護老人ホームの計3万9,000施設における吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト及び折板裏打ちアスベスト断熱材の使用状況をみると、それらが使用されているものが1,484施設(3.8%)みられた。このうち、「損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがあるもの」とされたものが183施設(12.3%)みられた。

このようなことから、当省が、使用実態調査において調査対象とした吹付け材の種類について40縣市を調査した結果、住民の安全を図るため吹付け材のすべてを調査対象とすることが望ましいとの考えなどから、23縣市が地方公共団体施設について、17縣市が民間建築物について、自主的に吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの使用状況について調査している。このうち、地方公共団体施設における吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの使用状況が把握されている4縣市の調査結果をみると、対象となった3,695施設のうち吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの使用されているものが101施設(2.7%)確認されている。

また、当省が、吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトを調査対象としていない国の建築物調査、地方公共団体施設調査及び民間建築物調査の対象となった15都道府県に所在する239施設について、設計図書等に基づき調査したところ、吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトが使用されているものが30施設(12.6%)みられた。この中には、使用実態調査時や当省の調査時において、壁や天井等に使用されている吹付け材が劣化し、一部損傷・欠損しているものが7施設みられた。

(吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性等)

吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトなどが劣化した場合にアスベストを飛散させる可能性については、建築分科会建議において、現在のところ十分な知見はないが、その飛散性等に関する資料を収集するとともに、使用されている居室等における室内空気中のアスベスト濃度の実態調査を実施し、飛散可能性を調査・研究する必要があると提言されている。

なお、建築関係の民間の専門機関が、昭和63年6月に作成、平成18年9月に改定したアスベスト処理技術指針(以下「民間の専門機関の技術指針」という。)では、吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトに関し、劣化により結合材が破壊された場合には含有されるアスベストが飛散する可能性を有しているとされている。

## 【所 見】

したがって、総務省及び国土交通省は、使用実態調査において調査対象とされていない建築物及びアスベスト含有吹付け材があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 国土交通省は、床面積1,000㎡未満の民間建築物及び平成2年以降に施工された民間建築物について、的確かつ効率的な把握方法を検討すること。
- ② 国土交通省は、吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性に関する研究を推進すること。また、総務省及び国土交通省は、その結果を踏まえ、飛散させるおそれがあることが明らかとなった場合は、相互に連携して、それらの使用状況の的確かつ効率的な把握方法を検討すること。

## (2) 使用実態調査における調査対象建築物の選定状況

使用実態調査の実施状況を調査した結果、次のとおり、調査を依頼された都道府県等において、民間建築物調査で調査対象とすべき建築物が選定、調査されていない状況等がみられた。

### ア 調査対象とされていない建築物

#### (ア) 特殊法人等の建築物

国土交通省は、平成17年7月14日に都道府県に対して民間建築物調査を依頼しているが、その後、「民間建築物における吹付けアスベストに関する調査の取り扱いについて」(平成17年8月2日付け国土交通省住宅局建築指導課課長補佐事務連絡)により、独立行政法人や公益法人等の建築物も調査対象となるので漏れのないよう改めて依頼している。また、国土交通省は、独立行政法人や公益法人等の建築物に特殊法人の建築物も含まれるとしている。

しかし、当省が、調査した40縣市において、特殊法人の建築物のうち不特定多数が利用するとみられる郵便局及びN T T局舎に対する民間建築物調査の実施状況をみると、郵便局については17縣市で行われておらず、N T T局舎については6縣市で行われていない。

これらの縣市では、調査を行っていない理由について、①平成17年8月2日付けの国土交通省の事務連絡を見過ごしていたこと、②同年7月14日付けの国土交通省の調査依頼に基づき、既に調査する建築物の選定や調査準備を終えた段階であったことなどを挙げている。

なお、当省の調査の結果、郵便局の中には、天井や壁にアスベストが含有されている可能性がある吹付けロックウールが使用されているながら、これを認識しておらず、当該吹付け材についてアスベストの含有の有無を把握していないものがみられた。

#### (イ) 分譲集合住宅(マンション)

民間建築物調査において固定資産課税台帳から調査対象建築物を把握する場合、分譲集合住宅については、固定資産課税台帳に個人



単位（1区画）の区分所有面積が掲載されているため、住宅全体の床面積が調査対象となる1,000㎡以上か否かを確認するには、住宅の名称や住所、建築確認申請台帳等の関係書類と照合することが必要となる。これについて、国土交通省は、都道府県に対し、民間建築物調査の対象建築物の把握方法について、所有者等へのヒアリングや過去の調査結果を基に把握するよう連絡している。しかしながら、建築基準法の運用は自治事務であり地方公共団体が主体的に検討すべきであるとして、民間建築物の具体的な把握方法や分譲集合住宅を抽出する際の留意点については提示していない。

このため、当省が、調査した40縣市において、分譲集合住宅に対する民間建築物調査の実施状況をみると、3縣市では、固定資産課税台帳に記入された床面積1,000㎡以上の建築物を機械的に抽出したため、分譲集合住宅が調査対象から除外されている状況がみられた。

また、当省がこれらの3縣市に対し、民間建築物調査の対象となる床面積1,000㎡以上（平成元年以前施工）の分譲集合住宅の有無について改めて確認を求めたところ、6棟が調査対象から漏れていたことが判明した。

## イ 調査対象建築物の種類の設定

国土交通省は、民間建築物調査について、都道府県に対し調査対象とする建築物の種類を設定する指示は行っていないが、当省が調査した15都道府県のうち1都道府県は、調査実施時に当該都道府県内の各市に対して、吹付けアスベストが存在する可能性の高い駐車場、倉庫、工場の用途を含む鉄骨造建築物を重点的に調査するよう文書で指示している。この指示について、当該都道府県では、アスベストの使用頻度が高いとみられる建築物の種類を例示し、調査に当たって留意するよう指示したものであり、調査対象建築物の種類を設定する趣旨ではないと説明している。

しかし、当省が当該都道府県内の2市を調査したところ、1市では、調査結果を短期間に取りまとめるため調査対象建築物の種類を設定することが適当であると判断し、鉄骨造の駐車場、倉庫、工場に限定

して調査している。この結果、同市が調査した民間建築物は駐車場、倉庫等153施設となっている。一方、同市には民間建築物調査の対象となり得る床面積1,000㎡以上の共同住宅が665施設、旅館・ホテル・店舗・事務所が計94施設、複合用途建築物が174施設(平成17年度末現在、建築基準法で定期報告が必要な特殊建築物)あり、調査施設数はこれらの数と比較しても少ないものとなっている。

このため、当省が、更に当該都道府県内の他の6市を抽出し確認したところ、民間建築物調査の対象を鉄骨造の駐車場、倉庫、工場に限定しているものが2市、鉄骨造の建築物に限定しているものが4市みられた。

このようなことから、当該都道府県では、民間建築物調査の対象とされた建築物は全市で1万656施設となっているが、当該都道府県内の民間建築物調査の対象となり得る床面積1,000㎡以上の施設は、共同住宅が2万7,845施設、旅館・ホテル、マーケット等の店舗、事務所が計7,307施設、複合用途建築物が6,914施設の合わせて4万2,066施設(平成17年度末現在、建築基準法で定期報告が必要な特殊建築物)あり、調査対象とした施設数はこれらの数と比較しても少なく、調査対象とすべき民間建築物が的確に選定されていないことがうかがわれる。

#### ウ 使用されていない建築物

当省が調査した都道府県においては、約10年前に廃業した大規模なボウリング場(昭和46年施工、床面積2万7,530㎡)が、その廃業後放置され、天井から劣化・損傷したアスベスト建材が床に広く散乱しているなど、使用されていない民間建築物においてアスベストの損傷、ばく露問題が顕在化している例がみられた。

この例について、当該都道府県では、民間建築物調査が行われた平成17年7月当時、当該建築物の所有者が破産して所在が不明であったことや長期間使用されていない建築物のため住民等の出入りがないとみられたことから、当該建築物が調査対象から除外されたものであるとしている。

なお、この例では、地元の環境団体が依頼した民間検査機関の調査

によって、当該建築物の吹付け材に発がん性の高いアモサイトが25%含まれていることが判明し、また、建築物内部で高濃度のアスベストが測定されたことから、当該都道府県では、平成18年9月以降、建築物の管理会社にアスベストの使用箇所や劣化状況について報告を求めるとともに、建築物周辺でのアスベストの大気環境調査や当建築物への立入検査を実施するなど、飛散防止の指導等を実施している。

一方、国土交通省では、民間建築物調査において、上記の例のように使用されていない建築物の調査方法や取扱いについて、都道府県等に対して明示していない。

### 【所見】

したがって、国土交通省は、使用実態調査において調査対象建築物の選定が適切に行われていない状況があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県等が把握すべき特殊法人等の建築物の対象範囲を明示すること。また、分譲集合住宅を含めた民間建築物の把握の手がかり等を都道府県等に具体的に情報提供するなど、都道府県等に対する支援に努めること。
- ② 民間建築物調査において、その用途・種類を限定したことにより対象となる建築物が的確に把握されなかった具体的事例について、都道府県等に注意を喚起すること。
- ③ 民間建築物調査において、施工時期等からみてアスベストが使用されている可能性が高い長期間未使用となっている民間建築物についても的確に把握している具体的事例について、都道府県等に情報提供するなど、都道府県等に対する支援に努めること。

### (3) 使用実態調査におけるアスベスト使用の確認状況

#### ア 建築物内の棟、部屋の確認状況

各省の使用実態調査では、都道府県等への依頼文書において、使用の有無を確認するアスベストの種類やアスベストが使用されている製品（商品）名を例示しており、調査の実施に当たっては、建築物の設計図書等によりその使用を確認することが可能である。

しかし、当省が調査した15都道府県に所在する389施設について、これらの施設におけるアスベスト使用についての確認状況をみると、使用実態調査時に都道府県等から照会を受けた所有者等が、i) 調査対象とされた年度内(平成8年度以前)に増改築された棟を確認していないもの、ii) 機械室等建築物内の一部の部屋のみに限定しているものなど、建築物全体における使用状況を十分確認せず回答しているものが、学校、病院及び民間建築物で計6施設みられた。

このため、当省が、この6施設についてアスベストの使用状況が確認されていない棟及び部屋を設計図書等により調査したところ、2施設において、アスベストが含有されている可能性がある吹付けパーライトや吹付けロックウール等が使用されていることが判明した。

また、当省が調査した389施設のうち、使用実態調査時にアスベストが使用されていないと報告されていた施設について、当省が目視や設計図書等により調査した結果、アスベストが含有されている可能性がある建材を使用している箇所が判明したものが3施設みられた。さらに、使用実態調査でアスベスト含有建材が使用されていると報告された箇所以外にも、同様の建材が使用されているものが1施設みられた。

#### イ エレベータの昇降路の確認状況

(エレベータの昇降路に関する指示の状況)

エレベータの昇降路内には、耐火被覆材としてアスベスト含有建材が使用されている場合がある。このため、国土交通省は、都道府県に対し、「民間建築物における吹付けアスベストに関する追加調査につ

いて」（平成17年8月8日付け国土交通省住宅局建築指導課課長補佐事務連絡）において、民間建築物調査に当たって、エレベータの昇降路内に耐火被覆材として使用されている吹付けアスベストの使用状況について留意するよう追加指示を行っている。

しかしながら、国の建築物調査、地方公共団体施設調査、学校施設等調査、病院調査及び社会福祉施設等調査においては、エレベータの昇降路内のアスベスト含有建材の使用状況について留意するよう指示は出されていない。なお、エレベータの昇降路について、関係各省間における情報の共有は行われていない。

#### （エレベータの昇降路におけるアスベストの使用状況）

当省が調査した389施設のうちエレベータが設置されている建築物は205施設あり、このうち、エレベータの昇降路内のアスベスト含有建材の使用状況が確認されているものは、国の建築物が25施設、地方公共団体施設が26施設、病院が22施設、民間建築物が22施設など、合わせて115施設(56.1%)となっている。

この115施設のうち4施設では、所有者等が自主的な判断によりエレベータ管理会社に照会したり設計図書で確認した結果、エレベータの昇降路内にアスベスト含有吹付けロックウール等が使用されていることが判明している。なお、これらの4施設は、国の建築物、地方公共団体施設及び病院であり、いずれも所管する省から使用状況について留意するよう指示は出されていない。

#### 【所 見】

したがって、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省は、使用実態調査においてアスベスト使用の有無が的確に把握されていない状況があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。

- ① アスベスト使用の有無についての確認を所有者等に徹底させるよう都道府県等に助言すること。

- ② アスベストが使用されている可能性があるエレベータの昇降路等の建築設備があることを引き続き都道府県等に情報提供するなど、相互に連携して、都道府県等への支援に努めること。

## (参考) 使用実態調査の対象とされていない設備

(全熱交換器におけるアスベスト使用の可能性)

空調設備の入口に冷暖房を効率的に行うために設置されている全熱交換器の中には、交換器内の熱交換用部品に成形されたアスベスト(成形板等)が使用されているものがある。

当省の調査では、全熱交換器メーカーの中に、ホームページ等において、全熱交換器内の熱交換用部品に1980年代までアスベストが使用されているとして、アスベスト以外の素材を使用した部品に更新することを推奨しているものがみられる。また、当省が意見を聴取した専門家は、建設年度の古い建築物等に、アスベストを使用した全熱交換器が設置されている可能性があり、損傷、劣化した場合、空調設備を通じて建築物の室内全体に飛散するおそれがあると指摘している。

なお、各省の使用実態調査は、「当面の対応方針」に基づき、吹付けアスベスト等の吹付け材について調査を実施することとされたため、吹付け材以外の成形板等については、吹付け材よりもアスベストの飛散のおそれが少ないとされており、調査時において吹付け材以外の成形板等が損傷、劣化した場合にアスベストが飛散する可能性について十分な知見もないことから、全熱交換器は調査対象とされていない。

(全熱交換器の設置状況)

当省が調査した389施設のうち、空調設備に全熱交換器が設置されているものは59施設あり、その中には、アスベストの使用の有無を確認することが望ましいとされている1980年代に設置された全熱交換器も3施設でみられた。

## 2 ばく露防止対策等の適切な実施

### (1) ばく露防止対策の実施状況

#### 【制度の概要】

(ばく露防止対策に係る法令及び各省の指導状況)

前述第1の3のとおり、アスベストを取り扱う労働者の安全を確保する観点から、石綿則第10条の規定において、事業者等は、吹付けアスベスト等が損傷、劣化等により、飛散・ばく露のおそれがあるときは、当該石綿等の除去等の措置を講じなければならないとされている。

また、関係各省は、それぞれの使用実態調査において、アスベストの除去等を推進するため、平成17年7月以降、各府省、都道府県等又は建築物の所有者に対して、調査の対象とされたアスベストの使用が確認された建築物で、使用されているアスベストが劣化し、飛散・ばく露のおそれがあるものについては、直ちに除去等を行うなど、法令等に基づき適切な措置を講ずるよう求めている。

なお、吹付けアスベスト等の劣化状態については、民間の専門機関の技術指針において、調査・診断の方法が示されている。

(アスベスト除去等に対する支援措置)

国土交通省は、多数の者が利用する建築物のアスベスト除去等を促進することを目的として、平成18年2月、既存の補助制度である優良建築物等整備事業に、アスベスト改修型優良建築物等整備事業（以下「アスベスト改修型事業」という。）を追加している。

アスベスト改修型事業は、地方公共団体が民間事業者等に対して、アスベストの含有の有無を調べるための調査及びアスベスト除去等に要する費用を補助する場合に、国が、その地方公共団体に対して、費用の3分の1を補助することなどを内容とするものであり、予算額は、平成17年度補正予算においてアスベスト改修型事業が50億円（一部は平成18年度に繰越し）、18年度において優良建築物等整備事業に当てられた52億円のうちアスベスト改修型事業分が30億円、19年度において優良建築物等整備事業が48億円（アスベスト改修型事業分としては特に定められて



いない。)となっており、その支出額は平成17年度から18年度までの合計で約44億円となっている。

また、国土交通省が、平成17年度に創設した地域住宅交付金制度では、地方公共団体が地域の実情に応じて、アスベストの含有の有無を調べるための調査や、アスベスト除去等を行う場合にも支援しているところである。

このほか、地方公共団体独自の施策である融資及び利子補給(以下「融資等」という。)により、アスベスト対策に取り組んでいる地方公共団体もみられる。

### 【調査結果】

今回、当省が、「当面の対応方針」に基づく7使用実態調査のうち公共住宅調査を除く6調査について、これらを所管する総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びにこの4省から依頼を受けて調査を実施した15都道府県におけるばく露防止対策の実施状況を調査した結果、次のとおり、ばく露防止対策の実施が適切に行われていない状況がみられた。

#### (ばく露防止対策の実施状況)

当省が、15都道府県に所在する389施設を、目視や設計図書等により、調査したところ、アスベストが含有又は含有されている可能性がある吹付け材が使用されているとみられた199施設のうち除去等の措置を実施していないものが146施設みられ、これらについて、民間の専門機関の技術指針に照らして、その劣化状況を確認したところ、毛羽立ち、たれ下がり、繊維のくずれなどの劣化があり、飛散・ばく露のおそれがあるとみられるものが36施設(24.7%)みられた。

このうち21施設(14.4%)は、アスベストが含有又は含有されている可能性がある吹付け材が使用されていた箇所の閉鎖又は使用禁止などのばく露防止対策が講じられているが、それらの対策が講じられていないものが、次のとおり、15施設(10.3%)みられた。

- i) 所有者等が目視により確認したところ、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材の劣化がみられたため、当該所有者等が専門の業者に依頼してアスベスト粉じん濃度を測定した結果、アスベスト工場等の敷地境界基準（空気10中10本）以内であったことから、飛散するおそれがないと考えたなどの理由から、ばく露防止対策が講じられていないもの（4施設）
- ii) 所有者等が、ばく露防止対策を講ずる必要性を認識しているにもかかわらず、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材の除去等の措置には多額の費用を要することやアスベストが含有されている可能性がある吹付け材が確認された施設が営業に不可欠な施設であることなどを理由として、除去等の実施に消極的なもの（9施設）
- iii) アスベストが含有されている可能性がある吹付け材が使用されている箇所の使用頻度が低いことなどを理由として、所有者等がばく露防止対策を講じず、定期的にはうきで清掃させるなど従来どおり職員に使用させているもの（2施設）

#### （吹付けアスベスト等除去等のあい路）

上記のとおり、ばく露防止対策が講じられていないものがある原因は、下記のとおり、i) アスベスト粉じん濃度の測定結果がアスベスト工場等の敷地境界基準以内であれば、ばく露防止対策を講ずる必要がないと所有者等が誤解していること、ii) アスベスト粉じんの室内環境についての基準が定められていないこと、iii) アスベストの除去等の支援措置が十分でないことなどによるとみられる。

#### i) 劣化状態等を把握する際のアスベスト粉じん濃度の位置付け

上記のとおり、当省の調査結果では、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材の劣化がみられたため、所有者等が専門の業者に依頼してアスベスト粉じん濃度を測定した結果、アスベスト工場等の敷地境界基準以内であったことから、飛散するおそれがないと誤解している例がみられる。

しかし、民間の専門機関の技術指針においては、「吹付けアスベスト劣化状態等の把握のための診断は、処理工事の要否及び処理工事を実施する場合の工法を選定するための診断であり、現地調査において吹付けアスベストの劣化状態の把握、アスベスト粉じん濃度の状況の把握、現地状況・周辺状況等（使用頻度等）を勘案して、総合的に診断する」こととされている。

このため、所有者等によって行われているアスベスト粉じんの濃度の測定については、測定時点でのアスベスト飛散の有無や程度を判断するには参考となるものの、その結果のみから直ちに除去等の措置の必要性を判断することはできず、その必要性を判断するには劣化状態の把握等を勘案して、総合的に診断することが必要となっている。

## ii) 建築物室内におけるアスベスト濃度指標

空気中におけるアスベスト粉じんの濃度の基準については、労働安全衛生法に基づく作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第75号）における建築物の解体工事現場などの労働環境の基準（空気10中150本）及び大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）に基づくアスベスト工場等の敷地境界基準は定められているものの、室内環境についての基準は設定されていない。

このため、平成17年12月の建築分科会建議において、「健康影響の観点からの一定の指標の設定が課題であり、室内空気中のアスベスト繊維濃度指針等の設定が望まれる。」と提言されている。また、「総合対策」では、「国民の不安への対応」の具体的な方策として、通常室内等の低濃度環境におけるアスベスト濃度測定技術の確立を含め、建築物室内のアスベスト濃度指標の設定に資する基礎的な調査研究を行うこととされた。

こうした状況を受け、文部科学省が所管する科学技術振興調整費により実施された「アスベストによる健康障害対策に関する緊急調査研究」の一環として、民間の専門機関において、建築物室内のアスベスト濃度指標を設定するための調査研究が行われ、平成18年3月、「建

建築物室内のアスベスト濃度指標の検討」が取りまとめられた。それによれば、アスベストの室内濃度については、相当数の測定データを得ることができ、試料採取方法や測定技術についても一定の知見を得たとする一方、今後更なるデータの蓄積が必要と考えられるとし、取り分け、建築物室内の濃度指標の設定に当たっては、より多くのデータに基づく詳細な検証が必要となり、建築、医学等の専門家による多角的な検討も求められるとしているが、これ以降、建築物室内のアスベスト濃度指標を設定するための調査研究は、行われていない。

### iii) アスベストの除去等の支援措置の活用状況

アスベスト改修型事業は、地方公共団体に対する間接補助であるため、民間事業者等が同事業を利用するには、所在する都道府県又は市町村において補助制度が創設されていることが前提となっている。このため、国土交通省は、平成18年11月現在で全国の都道府県及び政令市における補助制度の創設状況を取りまとめ、同年12月26日に開催された都道府県及び政令市の建築行政担当者会議等において、アスベスト改修型事業の活用を促している。

さらに、国土交通省は、平成19年8月30日付けで都道府県等に対し、市町村も含めた補助制度の創設状況についての調査を依頼し、同年9月現在で、全国の1,877地方公共団体におけるアスベストの除去等の支援措置の創設状況を取りまとめている。

それによれば、アスベスト改修型事業に係る補助制度の創設状況は、

- a) 都道府県レベルでは、47都道府県のうち、創設済みが18都道府県（38.3%）、創設を検討中が5都道府県（10.6%）、創設予定なしが5都道府県（10.6%）、他の融資等により対応することとしているもの19都道府県（40.4%）
- b) 政令市レベルでは、17政令市のうち、創設済みが13政令市（76.5%）、創設を検討中が3政令市（17.6%）、他の融資等により対応することとしているもの1政令市（5.9%）
- c) 市町村レベルでは、1,813市町村のうち、創設済みが122市町村

(6.7%)、創設を検討中が83市町村(4.6%)、創設予定なしが1,596市町村(88.0%)、他の融資等により対応することとしているもの12市町村(0.7%)

となっている。

このように、アスベスト改修型事業に係る補助制度が創設されていない地方公共団体があるのは、財政負担を嫌って難色を示しているところが多いためとの指摘もある。また、アスベスト改修型事業に対する国からの補助金の支出状況は、平成17年度から18年度までの間において、地方公共団体施設のために支出された国費が約33億円となっている一方、民間建築物に対する支出はその19分の1の約2億円にとどまっているなど、民間のアスベスト除去対策には十分活用されていない。

なお、前述「ばく露防止対策の実施状況」ii)の除去等の措置の実施に消極的な9施設のうち、当省が調査した平成18年11月現在で、アスベスト改修型事業に係る補助制度が創設されている県市に所在するものは1施設、同制度が創設されていない県市に所在するものは8施設となっており、その後、19年9月現在で、創設されている県市に所在するものは2施設、創設されていない県市に所在するものは7施設となっている。

## 【所見】

したがって、国土交通省は、設計図書、使用実態調査等により吹付けアスベスト等の使用が判明したもの及び今後把握されたものについて、所有者等において、その状態等に応じた適切な除去等の措置が速やかに行われるよう、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 除去等の措置の必要性を判断するには、アスベスト粉じん濃度の測定結果のみではなく、劣化状態、使用頻度等を勘案して、総合的に診断することが必要であることを都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知すること。

また、建築物室内のアスベスト濃度に関する調査を引き続き実施すること。

- ② アスベスト改修型優良建築物等整備事業に係る補助制度の都道府県及び市町村における創設状況を引き続き把握し、アスベスト除去等の促進に効果を挙げている例を収集し、都道府県等に対して情報提供するなどにより、同制度の創設を都道府県等に働きかけること。

## (2) 吹付けアスベスト等の管理状況

### 【制度の概要】

(吹付けアスベスト等の管理に係る各省の指導状況)

吹付けアスベスト等の適切な管理を実施するため、使用実態調査の実施に当たって、i) 国土交通省（国の建築物調査担当部局）は各府省に対し、文部科学省及び厚生労働省は都道府県等に対し、吹付けアスベスト等の状態が安定し、当面、飛散・ばく露のおそれがなく、除去等の措置を実施する必要がない場合であっても、将来劣化するおそれがあるため、その状態を定期的に観察すること、及び、ii) 国土交通省（国の建築物調査担当部局）は各府省に対し、文部科学省は都道府県等に対し、使用実態調査の結果及び工事の記録（以下「使用実態調査結果等」という。）を保存することを、それぞれ求めている。

### 【調査結果】

今回、当省が、「当面の対応方針」に基づく7使用実態調査のうち公共住宅調査を除く6調査について、これらを所管する総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びにこの4省から依頼を受けて調査を実施した15都道府県における吹付けアスベスト等の管理状況を調査した結果、次のとおり、定期的な観察など吹付けアスベスト等の管理が適切に行われていない状況がみられた。

#### ア 定期的観察の実施状況

(定期的観察に関する各省の指導状況)

国土交通省（国の建築物調査担当部局）は、国の建築物調査において、各府省に対し、緊急の措置の必要がないものについては、定期的に劣化、損傷等の状況等の確認を実施するよう指導するとともに、定期的に確認する際の頻度についても、例として、i) 吹付けアスベスト等の使用が確認された場合は、露出部分、気流の流れのある部分については、3か月に1回程度、ii) 吹付けアスベスト等の飛散防止措置が実施されている場合は、1年に1回程度、それぞれ目視による点検を

実施することなどを挙げている。

また、文部科学省も、学校施設等調査において、都道府県等に対し、i) ばく露のおそれがないものについては、最終的に吹付けアスベスト等が除去されるまでの間、吹付け材の表面の状態及び使用状況等の点検・維持管理を行うこと、ii) 既に封じ込めや囲い込みの状態にあるものについては、最終的に使用されているアスベストが除去されるまでの間、その状態等について点検・維持管理を行うことを求めている。さらに、厚生労働省も、病院調査及び社会福祉施設等調査において、都道府県等に対し、施設又は病院におけるアスベストに係る安全管理等について、現在飛散のおそれがない場合であっても、吹付けアスベストの状態を、定期的に把握、確認し、必要な措置を講ずる等の適切な維持管理、安全管理に努めるよう指導するよう求めている。

しかしながら、総務省は地方公共団体施設調査において、また、国土交通省（民間建築物調査担当部局）は民間建築物調査において、都道府県等に対し、定期的観察の実施を求めている。

なお、定期的観察の実施について、関係各省間における情報の共有は行われていない。

#### （定期的観察の実施状況）

当省が、定期的観察の実施が求められていない地方公共団体施設調査及び民間建築物調査の対象となった、15都道府県に所在する164施設を目視や設計図書等により調査したところ、アスベストが含有又は含有されている可能性がある吹付け材が使用されていた91施設のうち除去等の措置を実施していないものが72施設みられた。

72施設で使用されている吹付け材について、民間の専門機関の技術指針に照らして、その劣化状況を確認したところ、状態が安定し、当面、飛散・ばく露のおそれがないとみられるものが52施設みられた。

なお、残る20施設については、前述のとおり、使用されていた箇所の閉鎖などのばく露防止対策が講じられているものが6施設、これらの対策が講じられていないものが14施設となっている。飛散・ばく露



のおそれがないとみられる51施設（上記52施設のうちアスベストが含有されている可能性がある吹付け材が把握漏れのため除去等の措置が未実施の1施設を除く。）について定期的観察の実施状況をみると、47施設では定期的観察を行っているか、おおむね6か月以内に除去を予定している。

しかし、4施設（7.8%）では、吹付けバーミキュライトであるため飛散のおそれがない、調査を依頼した建設会社から定期的観察の必要性について言及がなかったなどの理由から、定期的観察が行われていない。

なお、当省が、定期的観察の実施を求めている国の建築物調査、学校施設等調査、病院調査及び社会福祉施設等調査の対象となった、15都道府県に所在する225施設を調査したところ、定期的観察を実施していないものが、国の建築物調査で当面、飛散・ばく露のおそれがないとみられる14施設中1施設、病院調査で同15施設中2施設、社会福祉施設等調査で同7施設中2施設みられた。一方、定期的観察の実施を求めている地方公共団体施設調査においては、調査した14県及び23市区のうち23縣市（62.2%）が、自主的に定期的観察を行っている状況がみられた。

## イ 使用実態調査結果等の所有者等における保存状況

（使用実態調査結果等の所有者等における保存に関する各省の指導状況）

国土交通省（国の建築物調査担当部局）は国の建築物調査において各府省に対し、文部科学省は学校施設等調査において都道府県等に対し、使用実態調査結果等は、改修・解体工事を実施する際に有用であることから、それらの所有者等における適切な保存を、それぞれ求めている。

しかしながら、総務省は地方公共団体施設調査において、厚生労働省は病院調査及び社会福祉施設等調査において、また、国土交通省（民間建築物調査担当部局）は民間建築物調査において、都道府県等に対

し、使用実態調査結果等の所有者等における保存を求めている。

なお、使用実態調査結果等の所有者等における保存について、関係各省間における情報の共有は行われていない。

(使用実態調査結果等の所有者等における保存状況)

当省が使用実態調査結果等の所有者等における保存が求められていない地方公共団体施設調査、病院調査、社会福祉施設等調査及び民間建築物調査の対象となった、15都道府県に所在する254施設について、使用実態調査の結果の保存状況を調査したところ、所有者等が、保存の必要性を認識していないなどの理由から、これを保存していないものが、病院調査、社会福祉施設等調査及び民間建築物調査において、12施設(4.7%)みられた。

また、上記254施設のうち、アスベストの除去等の対策工事のうち「除去」以外の措置が講じられた31施設について、当省がその記録の保存状況を調査したところ、所有者等が、囲い込み工事を行ったことにより対策は終了したと認識し、工事の記録を保存していないものが、民間建築物調査において、1施設みられた。

## 【所 見】

したがって、総務省、厚生労働省及び国土交通省は、相互に連携して、設計図書、使用実態調査等により吹付けアスベスト等の使用が判明したもの及び今後把握されたものについて、所有者等において、その適切な管理が図られるよう、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 総務省及び国土交通省は、定期的観察の必要性について、都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知するとともにその具体的な実施方法を提示すること。
- ② 厚生労働省及び国土交通省は、使用実態調査結果等の所有者等における保存の必要性について、都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知すること。

### 3 届出情報及び使用実態調査結果の活用

#### 【制度の概要】

厚生労働省は、アスベストのばく露防止措置の履行確保を的確に行うためには、労働安全衛生法に基づく作業届等の対象となる作業現場を確実に把握することが不可欠なことから、平成17年7月、都道府県労働局（以下「労働局」という。）に対し、「石綿ばく露防止対策の推進について」（平成17年7月28日付け厚生労働省労働基準局長通知）により、対象事業場の把握について、建築物の解体時に建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）及び大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく届出が行われる都道府県等との連携を密にするよう指示している。

また、厚生労働省は、労働局に対し、「建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底のための当面の対応について」（平成17年8月26日付け労働基準局長通知）により、都道府県と連携して民間建築物調査の情報を入手し、これにより把握したアスベスト使用建築物の事業者に対して、アスベストの劣化・損傷状況やばく露防止措置等について自主点検を行わせ、ばく露防止措置が十分でない事業者に対して監督指導等を実施するよう指示している。

国土交通省は、都道府県等に対し、「吹付けアスベスト等の損傷等によるばく露防止対策の徹底のための都道府県労働局との連携について」（平成17年8月26日付け建築指導課課長補佐事務連絡）等により、民間建築物調査の結果について、労働局とも情報の共有を図るなど連携に努めるよう要請している。

#### 【調査結果】

今回当省が、建設リサイクル法に基づく届出情報の入手状況、民間建築物調査結果の入手状況を調査した結果、次のとおり、労働局において、届出情報及び調査結果の入手が適切に行われていない状況がみられた。

## ア 建設リサイクル法に基づく届出情報の入手状況

アスベスト使用建築物の解体等の際には、アスベストが大気中に飛散し、現場の作業員や周辺住民にばく露するおそれがあるため、労働安全衛生法、石綿則、大気汚染防止法及び建設リサイクル法により、事業者は事前に作業計画等を労働基準監督署(以下「監督署」という。)又は都道府県等に届け出ることが義務付けられている。

当省が調査した8労働局と16監督署(各労働局管内の2監督署を抽出)について、これらの労働局が所在する8都道府県等からの建設リサイクル法に基づく届出情報の入手状況をみると、3労働局及び6監督署では、労働局又は労働局から指示を受けた監督署がこれを入手し、労働安全衛生法等に基づく届出が出されているか確認しているものの、5労働局及び10監督署では、労働局及び監督署とも入手していない。

入手していない5労働局及び10監督署では、その理由について、建設リサイクル法に基づく届出件数は1監督署管内で年間数千件に及ぶこともあることから、この届出の中から、アスベストが使用されている建築物に関する情報を抽出する作業に時間と労力がかかることなどを挙げている。

一方、建設リサイクル法に基づく届出情報を入手している3労働局及び6監督署の中には、都道府県等の建設リサイクル法担当部局からすべての届出情報の提供を受ける方法は採らず、アスベストが使用されている建築物の解体に係る届出があった場合に限定して、当該届出書の写しを監督署に送付させる方法等を採用しているものもある。

## イ 民間建築物調査結果の入手状況

当省が調査した8労働局における都道府県等からの民間建築物調査結果の入手状況をみると、7労働局では都道府県等から調査結果を入手しているが、1労働局では入手していない。この理由は、当該労働局が都道府県等に調査結果の提供を求めたものの、都道府県等が、個人情報の保護を理由として調査結果の提供に協力していないことによる。

なお、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律

第58号)第8条では、他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるときには、保有個人情報を提供することができる」とされている。

## 【所 見】

したがって、厚生労働省及び国土交通省は、アスベスト使用建築物のばく露防止措置の徹底を図る観点から、アスベスト使用建築物に係る情報を的確に把握するため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 厚生労働省は、都道府県労働局に対し、建設リサイクル法に基づくアスベスト使用建築物の解体作業に関する届出情報の入手を徹底させること。
- ② 国土交通省は、都道府県等に対し、都道府県労働局から民間建築物調査の結果について提供依頼があった場合には、その提供について協力するよう改めて要請すること。

#### 4 廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の適切な実施等

##### 【制度の概要】

(廃石綿等の処理に係る規制の強化)

アスベストを含む廃棄物のうち、廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物で、飛散するおそれがあるもの（以下「廃石綿等」という。）は、一般の廃棄物と比べ特別の管理を必要とすることから、平成3年10月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正（平成4年7月施行）による特別管理廃棄物の制度の導入に伴い、「特別管理産業廃棄物」に指定された。これにより、排出事業者が廃石綿等を処理するに当たっては、「特別管理産業廃棄物管理責任者の設置」（廃棄物処理法）、「処理に係る帳簿の備付け」（同法）、「処理委託業者へ産業廃棄物の種類、数量、性状等を事前に文書通知すること」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。））などが義務付けられた。

また、平成10年3月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）の改正（平成10年6月施行）により、廃石綿等の排出事業者に対し、「廃石綿等保管時の飛散防止措置を講ずること」（廃棄物処理法施行規則）が義務付けられた。

(廃石綿等の排出事業者及び処理業者に対する立入検査)

廃石綿等の排出事業者及び処理業者に対する立入検査については、廃棄物処理法において、都道府県等が、これらの事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができることとされている。

環境省は、アスベストが原因とみられる健康被害が社会問題となったことから、都道府県等に対し、「アスベスト廃棄物を取り扱う廃棄物処理業者等への立入検査等の強化について」（平成17年7月28日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知。以下「立入検査等強化通知」という。）により、i) 排出事業者及び処理業者に対して重点的に立入検査を行うこと等により、廃棄物の適正処理が確保されるよう、指導の強化、徹底に努めること、ii) 立入検査の結果、不適切な処理が行われてい

る場合には、速やかに適切な措置を講じるよう排出事業者及び処理業者に指示することを通知しており、この内容は「当面の対応方針」にも盛り込まれている。

なお、環境省は、平成17年8月、排出事業者及び処理業者並びに都道府県等の廃棄物担当者向けに、前述の廃棄物処理法等の改正による廃石綿等の排出事業者に対する新たな規制の内容を盛り込んだ「廃石綿等処理マニュアル(暫定)」(以下「処理マニュアル」という。)を作成し、都道府県等に配布した。

### 【調査結果】

今回、当省が、7都道府県及び10市(以下都道府県及び市を「县市」という。)における廃石綿等の排出事業者及び処理業者に対する立入検査表の作成状況、廃石綿等の排出事業者における廃棄物処理法等の遵守状況等について調査した結果、次のとおり、县市において立入検査表を作成していない状況や、事業者において廃棄物処理法等を遵守していない状況などがみられた。

#### ア 立入検査表の作成状況

環境省は、平成2年4月、「産業廃棄物に関する立入検査及び指導の強化について」(平成2年4月24日付け厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知。以下「立入検査通知」という。)により、都道府県等に対し、i)立入検査等に関する計画の作成、ii)立入検査等の実施、iii)立入検査等の結果の活用などの立入検査後の措置に係る留意事項を示している。また、環境省は、都道府県等に対し、立入検査を行うに当たっては、立入検査表を持参し、これに沿って義務規定等の遵守状況を検査するとともに必要な指導を行い、その検査結果及び指導事項を同表に記録するよう求めている。さらに、環境省は、公正な立入検査等の実施、検査内容の徹底、立入検査等の記録の保存を図るため、都道府県等に対し、環境省が様式・検査項目を示した立入検査表案に基づいた立入検査表の作成を求めている。

しかし、その後、環境省は、i)平成12年4月の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第817号)の施行により、産業廃棄物に係る事務が機関委任事務から法定受託事務となったことから、都道府県等の自主性を尊重すべきであるとし、また、ii)立入検査は都道府県等の監視体制等を踏まえて行う必要があることから、通知により統一的な処理を求めることは適当ではないとして、前述の廃棄物処理法等の改正により規制が強化された事項を立入検査表案に盛り込み、都道府県等に提示するなどの措置を講じていない。

このようなことから、当省が、17県市における廃石綿等の排出事業者及び処理業者に対する立入検査表の作成状況を調査したところ、次のとおり、立入検査表を作成している県市がみられる一方、立入検査表を作成していない県市がみられた。また、立入検査表を作成している県市の中にも特別管理産業廃棄物の処理に係る検査項目が立入検査表から欠落しているものがみられた。

① 17県市のうち14県市では、立入検査実施時の視点・検査項目、指導事項等の統一化を図り、かつ、検査漏れを防ぐなどの目的で、立入検査表を作成して立入検査を実施している。

この中には、立入検査表が二枚複写式となっており、一枚を事業者に交付することにより改善点を事業者に分かりやすく示すことができるようにしているもの(1県市)がみられた。

これに対し、上記の14県市を除く3県市においては、立入検査に当たってアスベスト処理の関係図書等を携帯することにより立入検査表に代替できるなどとして、立入検査表を作成していない。

② 立入検査表を作成している14県市のうち13県市では、前述の特別管理廃棄物の制度の導入により廃石綿等の排出事業者に義務付けられた特別管理産業廃棄物の処理に係る検査項目が立入検査表に盛り込まれていない。

盛り込まれていない項目についてみると、i)「特別管理産業廃棄物管理責任者の設置」の有無が盛り込まれていないもの(3県市)、ii)省令で定める特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件が盛り込ま



れていないもの(10縣市)、iii)「帳簿の備付け」が盛り込まれていないもの(6縣市)、iv)「処理委託業者に対し事前に文書通知すること」が盛り込まれていないもの(11縣市)、v)「廃石綿等の飛散防止措置を講ずること」が盛り込まれていないもの(4縣市)となっている。この中には、立入検査通知において環境省が都道府県等に示した立入検査表案の検査項目を全く改定していないもの(1縣市)もみられた。

なお、立入検査表に特別管理産業廃棄物の処理に係る検査項目がすべて盛り込まれていた1縣市は、環境省から、平成17年7月に立入検査等強化通知が出され、同年8月に処理マニュアルが示されたことを契機に、従来使用していた立入検査表を見直し、処理マニュアルを参考に、特別管理産業廃棄物に係る検査項目を盛り込んだ立入検査表を作成している。

## イ 廃棄物処理法等の遵守状況

環境省は、アスベスト問題の発生を受け、平成17年7月、都道府県等に対し、前述の立入検査等強化通知において、排出事業者及び処理業者に対して指導の強化、徹底に努めるよう通知している。

しかし、当省が、17縣市に対して建設リサイクル法に基づく解体工事に関する届出等を行っている廃石綿等の排出事業者38事業者について、立入検査等強化通知が示された平成17年7月以降における廃棄物処理法等の遵守状況を調査した結果、次のとおり、帳簿の未整備、文書による事前通知の未実施がみられた。

なお、環境省が、立入検査等強化通知に基づき、平成17年7月から9月にかけて都道府県等が実施した排出事業者及び処理業者に対する立入検査結果を取りまとめたところ、全国の立入検査件数1,420件のうち、帳簿の記載不備、排出事業者が処理委託業者に廃石綿等を引き渡す際に交付することとされている産業廃棄物管理票(以下「管理票」という。)交付の不徹底など、24件の不適切な事案が判明している。

#### (7) 帳簿の備付け及び記載状況等

排出事業者が特別管理産業廃棄物処理業務を計画的に履行し、その結果を正確に把握できるよう、排出事業者は、廃棄物処理法において、帳簿を備えることとされている。また、廃棄物処理法施行規則により、帳簿には、委託年月日、受託者の氏名、住所、許可番号、委託量等を記載することとされている。

帳簿の備付けについては、上記の必要記載事項を記載した伝票などを綴じて保存することにより帳簿を備えたものとみなすとされている。

しかし、当省が、38事業者における帳簿の備付け状況、記載状況等を調査したところ、帳簿の必要記載事項を承知しておらず、処理委託業者に交付した管理票の記載内容を把握していれば足りるとの認識から、管理票を保存しているのみで、帳簿の必要記載事項である受託者の許可番号及び委託年月日を確認できないものが6事業者みられた。

#### (イ) 処理委託業者に対する事前通知の実施状況等

特別管理産業廃棄物の排出事業者が当該廃棄物の運搬又は処分を専門の処理業者に委託する場合には、廃棄物処理法施行令において、特別管理産業廃棄物の種類、数量、廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項等をあらかじめ文書で通知することとされている。

しかし、当省が、38事業者における事前通知の実施状況を調査したところ、委託先の収集運搬業者及び処分業者が特定の業者に定まっていることもあり、当該通知は口頭によるもので足りるなどとして、文書での通知を行っていないものが6事業者みられた。

この6事業者の中には、排出事業者が文書による通知を下請先に任せており、下請先における事前通知の実施の有無、通知した内容など、事前の文書通知の実施に係る事項を全く把握していないものも1事業者みられた。

さらに、管理票に、その必要記載事項（廃棄物処理法施行規則）である当該廃棄物の「数量」を記載しないまま交付していたものが1事

業者みられた。

### 【所 見】

したがって、環境省は、廃石綿等の適正な処理の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 廃棄物処理法等の改正によって規制が強化された事項を盛り込んだ立入検査表の案を作成し都道府県等に提示するなどにより、都道府県等に対し、実効性のある立入検査を行うよう要請すること。
- ② 廃石綿等の排出事業者に対する廃棄物処理法等の遵守事項の周知の徹底について、都道府県等に対して必要な助言を行うこと。